



## 令和5年度予算・税制改正に関する要望

(一社)日本航空宇宙工業会 税制分科会(坂部委員長、SUBARU)は、我が国航空宇宙産業に属する企業の競争力強化、税の公平性確保、企業活動阻害要因の排除、国際的整合性の見地から本年も税制改正要望をとりまとめた。

また、与党主催の会合に、関係する他団体と共に参加し、要望書を提出すると共に、政策要望も加えた予算・税制改正に関する要望の概要を出席した国会議員へ説明し、意見交換を行った。

参加した会合は次の3件であった。

1) 11月2日(水):「予算・税制等に関する政策懇談会」(機械・工業関係)

自由民主党 組織運動本部 商工・中小企業関係団体委員会および政務調査会 経済産業部会共催

参加団体: 9団体(日本機械工業連合会、日本電機工業会、電子情報技術産業協会、他)

2) 11月2日(水):「予算・税制等に関する政策懇談会」(安全保障関係)

自由民主党 組織運動本部 安全保障関係団体委員会および政務調査会 国防部会共催

参加団体: 7団体(日本郷友連盟、隊友会、全国防衛協会連合会、他)

3) 11月11日(金):「団体要望ヒアリング」

公明党 安全保障部会主催

参加団体: 3団体(日本防衛装備工業会、

日本造船工業会、日本航空宇宙工業会)

今回の要望に際しては例年と同様に、設備投資及び研究開発投資を進めることは産業界としても競争力を維持拡大していくうえでも必須であると考え、それらを推進するための税制拡充の要望や各社実務で苦勞されている消費税関係など、以下の通り16項目を要望した。

### 1. 設備投資促進と研究開発促進税制の拡充の要望

日本企業の国際競争力強化のためには、設備投資・研究開発投資の増強・拡充が必須であり、設備投資・試験研究費に係る税額控除制度はその強力な後押し効果をもたらすことから、一層の充実強化が図られるよう下記項目を要望する。

- 1) 令和3年度税制改正にて実現した「DX(デジタルトランスフォーメーション)投資促進税制」、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」等の支援措置の強化の期間の延長、更なる要件の緩和等による設備投資促進税制の拡充を求める。なお、延長する際には通算グループで1回しか事業適応計画を申請できない点について見直しを求める。

- 2) 試験研究費の総額に係る税額控除限度額を拡充し、現行の25%から30%に引き上げること。また、税額控除率についても維持・拡充を図ること。また、AI・クラウド等のデジタル技術等の時代の進化に合わせ、試験研究費の定義の見直しを求める。とりわけ、経済又は社会生活に革新をもたらすような創造的な活動が明確に試験研究費の対象となるよう、通達の見直しを求める。
- 3) 平成27年度税制改正で廃止された繰越控除制度を復活し、5年間繰越可能とすること。また、繰越控除制度の復活にあたっては控除限度超過額の繰越要件を設けないこと。
- 4) オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）について、更なる要件緩和と手続簡素化を図ること。
- 5) 企業会計に合わせて、研究開発専用設備及びソフトウェアの即時償却を容認すること。
- 6) 防衛産業のサイバーセキュリティ体制の強化のために、サイバーセキュリティ対策を導入・実施する企業が過度な負担を求められないような、中長期視点を含めた総合的な措置の導入を求める。

## 2. 償却資産課税と減価償却制度の見直しの要望

- 1) 償却資産に対する固定資産税について、生産財に対する課税は国際的にも極めて異例であり、日本の製造業の競争力強化という観点も踏まえ、廃止すべきである。それが困難な場合は、減価償却制度の取り扱いに合わせ、5%の残存価額制度の廃止を要望する。
- 2) 日本企業の競争力強化及び景気刺激のためにも、企業の設備投資を税制面から

支援するよう、損金経理要件を撤廃することや、少額減価償却資産の損金算入限度額を10万円から30万円未満までに引き上げることなど、減価償却制度の見直しを引き続き要望する。

## 3. グループ通算制度に関する要望

改正されたグループ通算制度は、機動的な組織再編やグループ経営導入により日本企業の国際的な競争力強化を実現するために導入されているが、現状国内100%子会社のみがグループ通算納税の対象となっており、企業グループ内で納税資金負担を軽減していくため、出資比率要件を大幅に緩和し、グループ通算納税対象範囲を拡大することを要望する。

## 4. 欠損金の繰越控除制度に関する要望

大法人の繰越欠損金の控除限度額が50%と諸外国と比べて大幅に見劣りする制度となっており、この制限の撤廃を要望する。また、繰越欠損金の繰越期限（現行10年）を無期限とすること、繰戻還付制度の復活（現在停止中）及び還付期間の延長（現行1年を2年に）を要望する。

## 5. 法人税等実効税率の引き下げの要望

平成28年度税制改正により法人実効税率の20%台への引き下げが実現したが、国際標準に比べると未だ高い水準にあり、更なる法人実効税率の引き下げを要望する。

ただし、財源確保のための課税ベース拡大や現行の外形標準課税等の強化と合せた法人税率引き下げは、慎重に検討すべきである。

## 6. 受取配当金の益金不算入制度の見直しの要望

平成27年度税制改正で複雑化した国内受取

配当金の益金不算入制度の縮小措置を見直し、二重課税排除のためにも株式等の所有割合に関係なく益金不算入割合を100%とし、持ち株比率1/3超の場合も負債利子控除の廃止を要望する。

また、外国子会社配当金益金不算入制度における益金不算入の割合を100%（現行は95%相当額）とすることを要望する。

## 7. 消費税に関する要望

- 1) 課税売上を主とする事業者にとって、仕入は間接的であっても課税売上に資すると推測され、課税売上割合による按分計算を適用すると、事業実態以上に事業者への負担が生じることになる。また、売上規模で取扱いを変える合理的な理由も無いため、従前の消費税仕入税額控除における95%ルールの復活を要望する。
- 2) 控除対象外消費税額の算出には、当年度末までに計上された全ての仮払消費税を3区分し、自己宛輸出等ののみなし輸出額を含めた課税売上割合の算定が必要になり、決算時には間に合わせることは困難である。よって、企業実務を考慮し、損金経理要件の撤廃を要望する。
- 3) 資産に係る控除対象外消費税額等を繰延消費税額等とした場合は、これを5年間に亘って損金算入することとなるが、インボイス制度の導入により控除対象外消費税額が増加することに鑑み、即時損金算入できるようにすること。
- 4) 消費税額等の端数処理は、現行では一取引ごとに端数処理を実施しているが、一請求書ごとに税率別取引金額を合算して消費税額を計算し、端数処理をする方式に変更する必要がある。しかしながら現状のシステム上では従来の消費税計算の方式に合わせたシステムになってお

り、改修にかなりの時間を要するため、従来通り一取引ごとの端数処理も一定期間に限り例外として認めることを要望する。

- 5) 立替金精算の場合の留意点として、仕入先のインボイスのコピーを立替事業者から入手し保存が必要となるが、対象が膨大にあり実務上困難であるため、立替金請求における仕入税額控除の要件の緩和（例えば、継続的取引に係る立替金請求の除外や一定金額未満の立替金請求の除外など）を要望する。
- 6) INVOICE制度を導入している諸外国では、制度の実施と合わせて、国が標準プラットフォームを導入し、システム運用の統一を図ることで企業の負担を抑え、国・企業の双方が制度のメリットを享受している。我が国では、非常に細かな実施要件が課される一方で、INVOICEの様式、端数処理方法、授受の方法については、各企業に委ねられており、運用上、企業の負担が重くなることが予想される。制度と一体となった標準プラットフォームの完成まで実施は延期を要望する。

## 8. 外国税額控除制度の見直しの要望

- 1) 外国で直接納税し日本において控除対象となる外国法人税額については、その限度超過額や限度余裕額について現行3年間の繰越が認められているが、所得の減少額や外国法人税額が大きい等の事由により、現行の繰越期間では期間が短く控除できずに二重課税の負担が生じる可能性が生じることから、欠損金の繰越期間と同程度（10年）に延長することを要望する。
- 2) 外国税額控除を選択した場合、控除不能となった部分は損金不算入であるが、

これによると最終的に二重課税が解消されないことから、控除不能となった繰越外国法人税については損金算入可能となることを要望する。

## 9. 手続きの簡素化・合理化等に関する要望

- 1) 源泉所得税の納付期限を支払翌月末日とすることを要望する。
- 2) 令和3年度税制改正において、優良な電子帳簿にかかる過少申告加算税の軽減措置が整備されたが、対象となる帳簿の範囲が広く、会社全体のシステムを税法の要件に満たしたシステムに改修もしくは切り替えるためには莫大なコストや時間がかかるため、対象となる帳簿の範囲の絞り込みや、システムからダウンロードしたデータによる検索性の確保を認めるなど、要件の緩和を求める。
- 3) 多岐にわたる地方税の統合・簡素化を要望する。また、納税事務負担の軽減のため、地方税共通納税システムの改善を含め、申告・納付手続の簡素化を要望する。特に、各自治体の固定資産税の納税通知書や過誤納金の還付通知書などが紙で送付されるが、eLTAX等による電子送付及びその納税データから自動的に申告書や納付データが作成されるなどの安全性や利便性を両立したシステムへの改修を求める。また改修の際は、不正防止や事務効率化の観点などから分業化を進めている大企業の実態を考慮し、複数人による利用を想定したきめ細かいアクセス権を設定できるよう改修を求める。

## 10. BEPS行動計画への対応に関する要望

OECDによるBEPS（税源浸食と利益移転）行動計画の勧告を踏まえた法制化が行われているが、租税回避を意図しない企業に対して

も事務負担増となっている。タックスプランニングの義務的開示制度についての国内制度整備においては、日本企業に過度な負担を与えないよう配慮するなど、企業活動の制約や競争力低下など企業経営に深刻な影響を与えないような制度設計を要望する。

また、移転価格文書化におけるマスターファイルについて、OECDと連携した対応を要望する。

## 11. CFC税制の簡素化および要件緩和・明確化の要望

- 1) グローバル・ミニマム課税が令和5年度税制改正事項となることが見込まれているが、既存の外国子会社合算税制（CFC税制）との領域の重複、並びに追加的な事務負担が生じることに對し懸念の声があり、外国子会社合算税制（CFC税制）の簡素化を要望する。
- 2) 租税回避を目的としていないにも拘らず、形式上の要件で課税されてしまうため、本来の目的から逸脱した課税が生じる可能性がある。例えば、トリガーとなる要件を緩和・明確化し、対象となる外国関係会社をより限定すべきである。

## 12. 法人事業税外形標準課税見直しの要望

平成28年度税制改正において、法人実効税率の20%台への引き下げ時期が早まった関係で、その財源のため、法人事業税の外形標準課税が強化された。外形標準課税は人件費課税で雇用所得の拡大を目指す政策方向に逆行するものであり、企業業績回復の足枷にもなるため、令和6年3月31日までの間に開始する事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、一定の要件を満たす場合、外形標準課税における人材確保等促進税制を適用できるが、適用期限を延長・拡

充するなど、更なる課税強化が行われないようにして頂きたい。また、企業規模や業態により課税の負担が偏る不公平税制であり、制度の抜本の見直しが必要である。加えて、付加価値割の算定方法など集計要素に相当の実務負担を要しており、簡素化もしくは見直しを要望する。

### 13. 印紙税の廃止若しくは抜本的な見直し要望

デジタル化社会の進展に伴い、電子商取引の普及によるペーパーレス化が急速に拡大している。作成文書を課税対象とする印紙税は、現状の経済活動において、不合理且つ公平性を欠く制度となっている。

印紙税の撤廃若しくは課税対象を制限するなど制度の抜本的な見直しを求める。

### 14. 事業所税の廃止、またはみなし共同事業要件基準の見直し

事業所税は、事業税の外形標準課税と類似の課税標準であり、二重課税であるため、早急に廃止を求める。廃止されない場合、事業所税については、免税点判定における「みな

し共同事業」要件基準の見直しを求める。

### 15. 賃上げ促進税制の拡充

令和4年度税制改正にて従来よりも拡充された制度ではあるが、企業が積極的な賃上げを促進するインセンティブとしては極めて低い水準の控除割合であるため、企業の賃上げをモチベートすることができる水準まで拡充することを要望する。

### 16. 税理士業務の有償独占化の要望

弁護士（弁護士法72条）・公認会計士（公認会計士法2条1項）では有償独占であるが、税理士業務は無償独占と解されており（税理士法基本通達2-1）、無償であっても税理士又は税理士法人以外の者が税理士業務を行ってはならないとされる。企業グループにおける税務業務の集約に支障があることから、グループ企業間において無償で行う場合は税理士業務に該当しないこととされたい。

上記の税制改正要望が、今後の政府の税制改正等に反映されることを期待する。

〔 担当：（一社）日本航空宇宙工業会 税制分科会委員長 坂部 敦彦（SUBARU）  
総務部部長 山脇 栄道 〕